



生物多様性条約と名古屋議定書 について考えてみませんか？

生物多様性条約の 3 つ目の目的である“Access and Benefit-Sharing (ABS)”（遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分）に関する名古屋議定書が、昨年 10 月に発効しました。現在、関係省庁で日本国内における対応策（国内措置）の検討が進んでいますが、名古屋議定書に基づく国内措置は、大学や研究機関の研究活動に少なからず影響することが予想されます。このような状況の下、ABS の専門家をお迎えし、生物多様性条約・名古屋議定書についてご講演を頂くことになりました。

生物多様性条約セミナーのご案内

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム出張セミナー

この度、生物多様性条約と名古屋議定書に関する理解促進を目的としたセミナーを下記の通り開催しますので、ご案内申し上げます。

動物、植物、微生物（遺伝資源・生物資源）を海外から取得して研究を行なう研究者の方、海外の研究者と共同研究されている方、またそれらの研究支援に関わる方（産学連携、研究推進、URA、海外連携等の部署に所属する方）が対象となりますが、生物多様性条約・名古屋議定書に関心のある方もご参加いただけます。

【日時】平成 27 年 9 月 11 日 (金) 9:00-12:00

【場所】京都大学国際科学イノベーション棟 5 階
シンポジウムホール

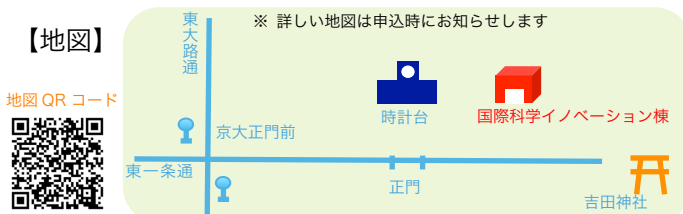
【講師】国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム
チームリーダー 森岡 一 氏

【参加費】 無料

【申込方法】

参加を希望される方は、9 月 8 日 (火) までに、所属、氏名、連絡先（電話番号・メールアドレス）を mta@saci.kyoto-u.ac.jp までご連絡下さい。

【地図】



地図 QR コード



【内容】生物資源と法規

- 9:00- 9:15 MTA 手続について (京大・知財)
- 9:20-11:30 名古屋議定書の遵守について (仮)
- 11:30-12:00 質疑応答

※ 当日午後、更に理解を深めたい方を対象に講演会（応用編）と個別相談会を予定しています。ご希望の方は、申込時にお申し出下さい。

13:30-16:15 応用編 講義（希望者のみ）

16:30-17:30 個別相談（希望者のみ）

【ABS 学術対策チームについて】

国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チームは、文部科学省指導の下、生物多様性条約/名古屋議定書の基本的原則について啓発・推進し、また、遵守実行のための支援活動を行っています。

【講師紹介】森岡 一 (はじむ) 氏

味の素株式会社にて中央研究所研究管理部課長、医薬事業部副部長、知的財産センター次長、経営企画部専任部長、Ajinomoto Pharmaceutical USA Inc. 社長&CEO、JBIC (バイオ産業情報化コンソーシアム) にて研究開発本部長、研究所長等を歴任し、平成 24 年より現職

【お問合せ】京都大学産官学連携本部 知財部門

tel: 075-753-5296 (谷村・坂田)

【主催】国立遺伝学研究所 ABS 学術対策チーム
京都大学産官学連携本部 (知財部門)